

高齢者施設のご案内



○特別養護老人ホームとは・・・

『介護老人福祉施設』とも呼ばれ、社会福祉法人や地方自治体が運営する公的な施設です。ご入居の対象となる方は、65歳以上で要介護3以上の認定を受け、常に介護が必要な状態で、自宅での介護が困難な方です。認知症や寝たきりなど、比較的重度の方が対象になります。

○介護老人保険施設とは・・・

『老健』とも呼ばれる、医療ケアやリハビリを受ける事を目的とした介護施設です。ご入居の対象となる方は、要介護1～5の認定を受けている方となります。入院治療が必要ではなく、病状は安定しながらも自宅での介護が困難である場合に利用できます。特別養護老人ホームとは異なり、医療ケアやリハビリを行うことで、自宅での介護を目指す施設になります。

○療養型医療施設とは・・・

病状が安定期にある要介護者に対し、医学的管理のもと、医療、看護、介護、リハビリなどが受けられる施設になります。

○介護付き有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅とは・・・

高齢者が暮らしやすいように配慮した『住まい』に、食事の提供、介護の提供、洗濯、掃除等の家事、健康管理など、日常生活を送る上で必要なサービスが付いた『住まい』になります。

※すべての有料老人ホームで、入居条件が一定というわけではございません。年齢や健康状態によって異なります。

○サービス付き高齢者向け住宅とは・・・

主に、自立あるいは軽度の介護状態の高齢者を受入れる施設になります。他の介護施設と比べ、選択肢が豊富なサービス付き高齢者住宅を選ぶことで、住み慣れた地域に住み続けやすくなるというメリットもあります。

※詳細をお聞きになりたい方は、

1階32番の医療・福祉総合相談窓口相談員または2階21番の入退院支援看護師までお問い合わせください。

